

事 務 連 絡
令和3年9月16日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課

各地方公共団体（各都道府県）

私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課

専門学校を置く国立大学法人 修学支援新制度担当課 御中

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部企画課

医政局医療経営支援課

労働基準局安全衛生部計画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室

専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について

高等教育の修学支援新制度では、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「修学支援法」という。）に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等（確認大学等）対象機関とすることとしており、令和3年8月31日付けにて、文部科学省ホームページに、各地方公共団体等による確認大学等の一覧等を公表したところです。

また、修学支援法においては、確認大学等が確認要件を満たさなくなったときは、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができることとされており、令和3年8月31日付で確認の取り消しを行った大学等についても、同ホームページで公表しています。

については、下記の内容について、各地方公共団体におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県に置かれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 確認が取り消された学校について

文部科学省が担当する機関要件の確認において、確認が取り消された学校に対し別添の参考資料1のとおり通知しているところです。このことも踏まえ、以下の点について周知します。

(1) 以下の内容についてホームページ等により周知し、確認を受けた学校であるか否かについて誤解を招きかねない情報の発信を厳に慎むこと。

ア 確認が取り消されたこと。

イ 取消しの効力発生が令和4年3月31日であること。

(2) 以下の点に十分留意の上、現に在学する者等に対し丁寧な説明及び対応を行うこと。

ア 取消しの効力発生日までに、当該確認大学等に本新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、その者については、当該確認を取り消された大学等を確認大学等とみなし、取消し以降も新制度の支援を受けることができること。

イ 本新制度における授業料等減免、給付型奨学金の支給にかかる諸手続きについて、引き続き遺漏のないよう対応をすること。

(3) 機関要件確認者は、取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ確認を行うことができないことに留意すること。

2. 生徒の適切な募集活動の徹底等について

このことについては、「専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について(令和2年3月27日付け通知)」(「参考資料2」参照)において周知していることですが、あらためて、以下の点について周知します。

(1) 誤解を招きかねない情報発信の是正

修学支援新制度における確認を受けた専門学校であるか否かについて、誤解を招きかねない情報の発信を厳に慎むこと。

また、非対象機関において、入学希望者等から自校が対象機関であるか照会を受けた場合や、日本学生支援機構が入学希望者に発行する奨学生採用候補者決定通知(修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たすことを証するもの)の写しの提出を受けた場合等においては、非対象機関である旨を速やかに当該者へ伝えること。

(2) 進学先の変更を希望する生徒に対する配慮

別の専門学校への入学を希望していたが、当該校が修学支援新制度の非対象機関であることが判明し入学を断念した生徒から、対象機関に対して入学の相談があった場合には、当該対象機関においては、追加試験の実施や入学手続き期間の延長等、受け入れに当たって柔軟な対応をお願いしたいこと。

(3) 確認が取り消された専門学校からの転学等を希望する生徒に対する配慮

確認が取り消された専門学校の生徒で、取消しの効力発生日以降、新たに支援を必要とする者については、当該校では新制度による支援を受けることができないことから、当該生徒が他の対象機関への転学等を希望する場合で、当該対象機関に対して転学等の相談があった場合には、当該対象機関においては、受け入れに当たって柔軟な対応をお願いしたいこと。

(本件問合せ先)

【各都道府県、各市町村、各事務組合等】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線：3958、3280）

e-mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。

【上記以外】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線：3496、3351）

e-mail：kikanyouken@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。

学校法人〇〇〇〇 理事長 殿

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室

大学等における修学の支援に関する法律第15条第1項に基づく
確認の取消しにかかる留意点について

令和元年9月20日付けで大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項に基づく確認を受けた大学等について、同法第15条第1項第一号の規定に基づき、令和3年8月31日付けで確認大学等の確認の取り消しを行いました。これに関して下記のことについてご留意の上ご対応をお願いします。

記

- (1) 以下の内容についてホームページ等により周知し、確認を受けた学校であるか否かについて誤解を招きかねない情報の発信を厳に慎むこと。
 - ①確認が取り消されたこと。
 - ②取消しの効力発生日が令和4年3月31日であること。
- (2) 以下の点に十分留意の上、現に在学する者等に対し丁寧な説明及び対応を行うこと。
 - ①取消しの効力発生日までに、当該確認大学等に本新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、その者については、当該確認を取り消された大学等を確認大学等とみなし、新制度の支援を受けることができること。
 - ②新制度における授業料等減免、給付型奨学金の支給にかかる諸手続きについて引き続き遺漏のないよう対応をすること。
- (3) 機関要件確認者は、取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ確認を行うことができないことに留意すること。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3496、3351）
e-mail: kikanyouken@mext.go.jp

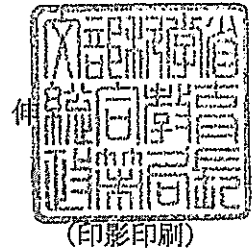
参考資料 2

元文科教第1067号
令和2年3月27日

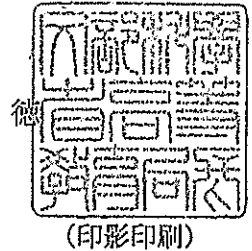


各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
専 門 学 校 及 び 附 属 高 等 学 校 (中 等 教 育 学 校 後 期 課 程 を 含 む)
を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 理 事 長 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長
浅 田 和



文部科学省高等教育局長
伯 井 美



専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について（通知）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）が令和2年4月1日から施行され、同法に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）が開始されます。

修学支援新制度では、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等を対象機関とすることとしています。

しかし、この度、同法に基づく確認を受けていない専門学校（以下「非対象機関」という。）であるにもかかわらず、当該校のホームページにおいて確認を受けた専門学校であるとの誤解を招きかねない記載があり、当該校を対象機関であると信じた入学希望者が、結果として当該校への入学を断念する事案がありました。

このような誤解を招きかねない内容をホームページに掲載することは不適切であり、誠に遺憾であります。

については、本通知の内容について、各都道府県知事におかれては所轄の専門学校に

対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人理事長におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知徹底されるようお願いいたします。

また、下記3.の内容については、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の高等学校等に、各国公立大学法人理事長におかれては、その管下の高等学校等に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管する高等学校等に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 誤解を招きかねない情報発信の是正

修学支援新制度における確認を受けた専門学校であるか否かについて、誤解を招きかねない情報の発信を厳に慎むこと。

また、非対象機関において、入学希望者等から自校が対象機関であるか照会を受けた場合や、独立行政法人日本学生支援機構が入学希望者に発行する奨学生採用候補者決定通知（修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たすことを証するもの）の写しの提出を受けた場合等においては、非対象機関である旨を速やかに当該者へ伝えること。

2. 進学先の変更を希望する生徒に対する配慮

別の専門学校への入学を希望していたが、当該校が修学支援新制度の非対象機関であることが判明し入学を断念した生徒から、対象機関に対して入学の相談があった場合には、当該対象機関においては、追加試験の実施や入学手続き期間の延長等、受け入れに当たって柔軟な対応をお願いしたいこと。

3. 文部科学省ホームページの積極的な活用

既に文部科学省ホームページにおいて全国の対象機関一覧を掲載しているところですが、スマートフォンからでも簡易に対象機関を検索することができるようにしたので、各専門学校においては入学希望者等に対し、入学説明会等において同ホームページを紹介するようお願いしたいこと。

また、高等学校等においては、進路指導に際し、専門学校への進学を希望する生徒や保護者に対して同ホームページを確認するよう周知をお願いしたいこと。

文部科学省ホームページ

- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象機関

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

(注) 公表情報は更新される場合があります。

(本件問合せ先)

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3280、3958）

e-mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。

【対象機関一覧・新制度全般に関する内容】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3505、3956）

e-mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。